# 京都府地球温暖化防止活動推進員運営要領

# 1 目的

この要領は、京都府地球温暖化防止活動推進員設置要綱(以下「要綱」という。)第16条の規定により、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 推進員の数

推進員は、原則として各市町村に複数名委嘱するものとする。

### 3 委嘱の方法

- (1)推進員は、市町村長又は京都府地球温暖化防止活動推進センター長(以下「センター長」という。)の推薦を受けた者(以下「被推薦者」という。)及び一般公募者の中から委嘱する。
- (2) 被推薦者は、原則として委嘱するものとする。
- (3) 一般公募者は、書面審査により委嘱を決定するものとする。ただし、地球温暖化防止に関する活動実績がない又は著しく少ない者その他府が必要と認める者は、書面審査及び面接により委嘱を決定するものとする。
- (4) 委嘱の選考結果は、市町村長、センター長、被推薦者又は一般公募者本人に通知するものとする。

#### 4 支援

- (1) 府は、推進員の活動中の事故に備えボランティア保険に加入するものとする。
- (2) 委嘱状交付式及び府が実施する研修会、情報交換会に出席する場合の旅費は、府が 負担するものとする。
- (3)推進員には、京都府地球温暖化防止活動推進員証(別記様式)を交付する。なお、 要綱第4条の規定による任期の満了又は同第5条の規定による解嘱の場合は、推進員 証を知事に返還しなければならない。

附則

- この要領は、平成 15 年 8 月 13 日から施行する。 附 則
- この要領は、平成 17 年 5 月 30 日から施行する。 附 則
- この要領は、平成 20 年 12 月 4 日から施行する。 附 即
- この要領は、平成 23 年 1 月 17 日から施行する。 附 則
- この要領は、平成 28 年 8 月 19 日から施行する。 附 則
- この要領は、令和2年7月1日から施行する。

(表)

# 第 号

# 京都府地球温暖化防止活動推進員証

氏 名

上記の者は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年 法律第117号)第37条第1項の規定により委嘱した京都府 地球温暖化防止活動推進員であることを証明する。

なお、任期は 年 月 日までとする。

年 月 日

京都府知事

盯

(裏)

# 地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)

#### (地球温暖化防止活動推進員)

- 第37条 都道府県知事及び指定都市等の長(以下「都道府県知事等」という。)は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。
- 2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。
- (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
- (2) 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- (3) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- (4) 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。